

大蔵村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年4月 改訂

大蔵村通学路安全推進会議

大蔵村教育委員会

1. プログラムの目的

大蔵村は、関係諸機関や地域住民との連携のもと、交通死亡事故ゼロ運動を展開しています。その結果、約19年もの間、交通死亡事故ゼロの記録を続けています。

しかし、全国的に見れば、登下校中の児童・生徒が死傷する事故が、近年多発しているのも事実です。大蔵村でも、道路が拡張されたために交通量が多くなり、しかも、速度を上げて走ったり携帯電話を片手に運転したりする、マナーを守らないドライバーが散見され、児童・生徒が、同じような事故に遭う危険性は、年々高まっていると考えなければなりません。

全国で起きた児童・生徒の交通事故をうけて、平成24年8月、関係機関が連携して小学校区毎に通学路の緊急合同点検を行い、点検結果に基づき必要な対策を講じてきました。大蔵村では、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行なうため、関係機関の連携体制を構築し、「大蔵村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていくこととします。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「大蔵村通学路安全推進会議」を設置します。推進会議のメンバーは、以下の表のとおりです。なお、大蔵村通学路安全推進会議の事務局を、大蔵村教育委員会事務局内に置くものとします。

番号	関係機関名
1	山形県新庄警察署交通課
2	最上総合支庁建設部道路計画課
3	大蔵村立大蔵小学校
4	大蔵小学校PTA
5	大蔵村立大蔵中学校
6	大蔵中学校PTA
7	大蔵村地域整備課
8	大蔵村教育委員会

3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

大蔵村は、村内の小・中学校を統合し、平成21年度から1小学校・1中学校になりました。旧大蔵小学校区の合海・清水・季の里の3地区を除いて、すべて通年スクールバス通学になりました。

そこで、児童・生徒がスクールバスの乗り降りをする場所とそれぞれの自宅までの道路や、スクールバスが通行する道路も通学路と考え、徒歩通学する3地区内の道路と併せて合同点検を行なう対象通学路とします。

また、継続的に通学路の安全点検を行なっていくため、【合同点検の実施と対策の検討】(P l a n)・【対策の実施】(D o)・【対策効果の把握】(C h e c k)・【対策の改善・充実】(A c t i o n) のサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

点検時期

4月中旬～ 5月上旬

通学路の安全点検実施（実施機関・大蔵村立大蔵小学校）
大蔵村教育委員会へ対策を要する危険箇所の報告

5月中旬～ 8月中旬

通学路安全推進会議開催
通学路の合同点検実施・対策検討

8月下旬～ 12月下旬

対策に関する状況報告

12月～ 1月中旬

積雪時の危険箇所点検（実施機関・大蔵村立大蔵小学校）
大蔵村地域整備課等との打ち合わせ・対策検討
関係機関への報告

点検の体制

合同点検は、夏季と冬季に行い、点検時の参加者は以下の通りとします。

- 新庄警察署・総合支庁道路計画課・学校関係者・保護者代表・村地域整備課・教育委員会担当等

(3) 対策の検討

合同点検後、対策が必要な箇所の検討を行い、対策が必要な箇所の状況に応じて具体的な対策メニューを立てていきます。

対策の具体的なメニューは、対策一覧表にまとめ、通学路安全推進会議の関係機関に送付します。

(4) 対策の実施

対策は、それぞれ管理する部署の計画に従って、行ないます。また、対策が円滑に進むよう、関係機関の連携を図っていきます。

(5) 対策効果の把握

対策実施後、教育委員会担当者と学校関係者及び保護者代表が、対策効果を通学状況の観察を通して確認します。また、通学路を利用する児童・生徒に対して、登下校に関する安全指導の機会等に聞き取りを行い、対策効果を確認します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や対策効果の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図り、次年度の合同点検に活かしていくようにします。

4. 点検箇所図及び対策一覧表の公表

夏季及び冬季に合同点検した箇所や対策については、学校だよりや教育委員会だより及び村広報等で保護者及び地域住民に公表します。

別添資料

【報告様式】

対 策 一 覧 表

番号	路 線 名	点検実施日	対 策 内 容	実施主体	完了予定時期	実施状況
1						
2						
3						
4						
5						